今号の主な内容

2面 国民健康保険証を更新します
3面 夏休みエコにトライ
4面 架空・不当請求にご注意を
5面 今から取り組む介護予防
7面 はしかの予防接種はお済みですか
8面 高額医療・高額介護合算制度を開始
8面 放課後子どもひろば

広報しんじゅく

「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

平成21年(2009年) 7・25 第1930号

しんじゅくコール ☎(3209)9999 (午前8時～午後10時、1/1～3を除く毎日)

発行 新宿区　編集 区政情報課（毎月5・15・25日発行）
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/
携帯電話版 http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/mobile/index_mobile.html
携帯電話用二次元コード

地震に強い住まいにしませんか

平成7年に起きた阪神・淡路大震災では6千名以上の方が亡くなり、そのうち8割以上の方は、建物の倒壊や家具の転倒により亡くなったといわれています。その後も、新潟県中越沖地震や岩手・宮城内陸地震などで大きな被害が発生し、東京でもマグニチュード7程度の首都直下地震が、いつ発生してもおかしくないといわれています。

区では、災害に強い、逃げないで済む安全なまちづくりのために、建築物等耐震化支援事業等を行っています。地震による災害から生命と財産を守り、被害をできるだけ少なくするために、日ごろから災害に備えておきましょう。

【問合せ】地域整備課（本庁舎8階）☎(5273)3829へ。

耐震くん（耐震化支援事業イメージキャラクター）

新潟県中越地震（平成16年）で被害を受けた住宅

区の建築物等耐震化支援事業のご利用を

●お住まいの建築時期の確認を

昭和56年（1981年）の建築基準法の改正で、耐震基準が強化されました。阪神・淡路大震災では、昭和56年以前に建てられた建築物の被害が大きかったことが報告されています。

◆木造住宅への支援

【対象】昭和56年以前に建てられた2階建て以下の住宅・共同住宅

【支援内容】▼予備耐震診断技術者派遣（無料）、▼耐震調査・補強計画作成への助成（上限15万円）、▼耐震補強工事への助成（上限300万円）、▼工事監理への助成（上限8万円）

※耐震補強工事への助成には要件があります。

◆非木造建築物への支援

【対象】昭和56年以前に建てられた住宅・共同住宅

※緊急輸送道路沿いで一定の高さのある建物は、住宅以外も対象となります。

【支援内容】▼耐震アドバイザー派遣・簡易診断（無料）、▼耐震調査・補強計画作成への助成（上限200万円）

◆その他の支援

▼耐震シェルター・耐震ベッド設置への助成、▼ブロック塀などの撤去への助成

パンフレット「地震に強いあなたの住まい」をご活用ください

建物の耐震化の必要性や、耐震診断から耐震補強工事までの流れ、実際に耐震補強工事を行った住宅の事例などをまとめました。区の耐震化支援事業も詳しくご紹介しています。地域整備課・特別出張所で配布しています。ぜひ、ご活用ください。

耐震シェルター・耐震ベッドを展示

【日時】7月27日(月)～31日(金)、午前8時30分～午後5時15分（28日(火)は午後7時まで）

【会場】区役所本庁舎1階ロビー

耐震シェルターの展示

安全安心・建築なんでも相談

建築士・工務店の方が、住まいの耐震化などさまざまな相談に応じています。お気軽においでください。

【日時】8月12日(水)午後1時30分～4時

【会場】柏木地域センター（北新宿2－3－7）

【問合せ】建築指導課建築企画係（本庁舎8階）☎(5273)3732へ。

※毎月第2水曜日に地域センター等で実施しています。会場等は、「広報しんじゅく」毎月15日号7面の「各種相談」でご案内しています。

地上デジタル放送への移行に掛かった費用の一部を助成します

平成23年（2011年）7月24日に現在のテレビ（地上アナログ）放送は終了します

区では、地上デジタル放送移行に必要な経費の一部を助成します。該当する方は、領収書・保証書を保管してください。

【対象】区内在住で21年度住民税が非課税で、次の①～③のいずれかに該当する世帯

①65歳以上の方のいる60歳以上の方のみの世帯

②ひとり親家庭の医療費助成を受けている世帯

③東京都の自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方がいる世帯

※外国人で短期滞在の在留資格で在留する方、在留資格のない方は除きます。

※NHKの受信料が全額免除で「生活保護受給世帯」「住民税非課税で障害者手帳をお持ちの方がいる世帯」「社会福祉施設入所者」のいずれかに該当する方は、総務省の受信機購入等支援事業の「チューナー等無償給付」の対象であるため、区の助成の対象にはなりません。

【助成内容】21年4月1日以降に支払った次の経費

▼地上デジタル放送を視聴するために必要なチューナー・アンテナ・テレビの購入・設置に必要な経費（携帯電話・パソコン・カーナビ等は除く）

▼集合住宅等の共同受信施設を利用している方で、同施設の改修に必要な経費

▼新たにケーブルテレビ・光ケーブルテレビに加入するための導入工事に必要な経費

▼加入しているケーブルテレビをデジタル放送に変更するために必要な経費（月割使用料は除く）

【助成金額】助成対象経費の合計額。2万円を限度（1世帯1回）

【必要書類】▼所定の申請書、▼印鑑、▼助成経費・対象品目の分かる書類（領収書・保証書等）、▼助成金の振込先の分かるもの（申請者の預金通帳のコピー）、▼国のエコポイント制度の利用手続きをした方はエコポイント申請書のコピー、▼21年1月2日以降に新宿区に転入した方は非課税証明書、▼対象②に該当する世帯は㊞医療証、▼対象③に該当する世帯は東京都の自立支援医療受給者証（精神通院）

【申込み】必要書類をお持ちの上、8月3日(月)以降に地域福祉課福祉計画係へ。申請書は同課・特別出張所で配布しています。

【問合せ】▼区の助成について…地域福祉課福祉計画係（本庁舎2階）☎(5273)3517へ。

▼地上デジタル放送について…総務省地デジコールセンター☎0570(07)0101（IP電話等からは☎(4334)1111）（午前9時～午後9時。土・日曜日、祝日等は午後6時まで）へ。

▼国のエコポイント制度について…グリーン家電エコポイント事務局☎0570(064)322（IP電話等からは☎022(745)0439）（午前9時～午後5時）へ。

★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いています。新聞を購読していない高齢者の方等には配達します。